（公印省略）
令和８年７月

国民健康保険被保険者　各位

吉岡町長　　柴﨑　德一郎
（住民課保険室）

国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせの更新に伴う交付について

このことについて、現在お手持ちの国民健康保険資格確認書の有効期限が７月３１日をもって終了いたします。

●マイナ保険証をお持ちでない方

８月１日以降に受診する際は、医療機関窓口に同封の資格確認書をご提示ください。資格確認書等が届いたら、記載内容に誤りがないかご確認ください。

●マイナ保険証をお持ちの方

引き続き、医療機関窓口にマイナ保険証をご提示ください。今回の更新では新しく交付されません。昨年交付されたものを引き続きご使用ください。ただし、次の方には新しい「資格情報のお知らせ」を送付します。

・70～74 歳の人
・有効期限が記載されている人
・負担割合が変更になる人

※資格情報のお知らせのみでの受診はできません。

現在お手持ちの資格確認書等につきましては、８月１日が到来しましたら、お手数ですが、ご自分で細かく裁断して破棄していただくか住民課保険室窓口へご返却くださいますようお願いいたします。

本件について、ご不明な点等がございましたら住民課保険室までお問い合わせください。

届出を忘れずに

すでに社会保険等の他の健康保険へ加入していて、国保喪失手続きをまだしていない方は速やかに届け出てください。なお、電子申請システム「**ロゴフォーム**」から喪失の手続きをすることができます。**新しく加入した資格確認書・資格情報のお知らせ**をお手元に準備し、手続きを行ってください。

その他国保に関する手続きは、町ホームページをご確認ください。

「ロゴフォーム」

※裏面のお知らせ情報もご覧ください。

《問い合わせ先》
吉岡町役場　住民課　保険室
電　　話：0279-54-3111（内線 144）
開庁時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土曜日・日曜日・祝日は除く）

表面

お知らせ情報

①第三者行為（交通事故など）にあったときは速やかに届出を！

　第三者の行為で町国保を使って治療を受ける場合は、必ず速やかに住民課保険室にご連絡ください。

　町国保を使用して受けた治療費は、原則として加害者が過失に応じて負担するべきものですので、町が一時的に立て替え払いし、加害者にその治療費を請求することになります。

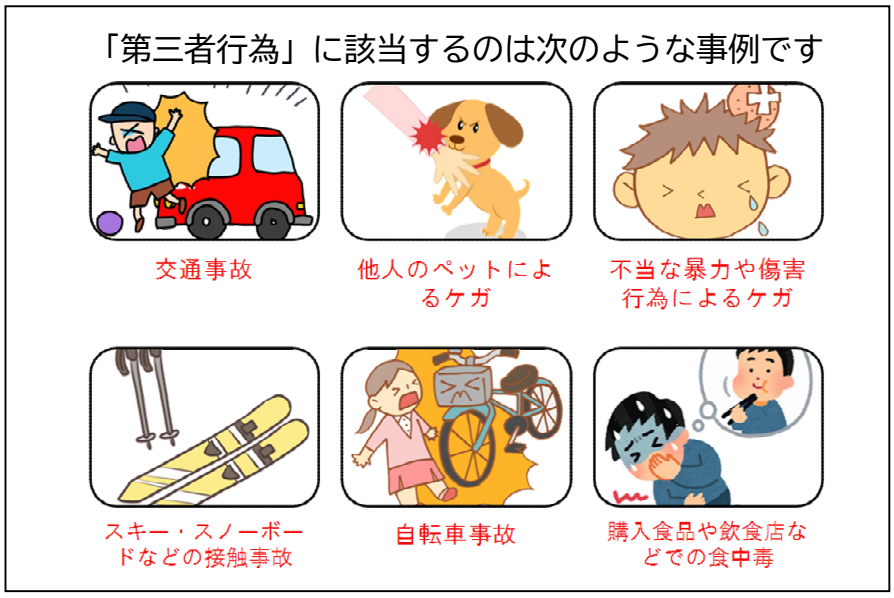

②ジェネリック医薬品で医療費削減にご協力を！

ジェネリック医薬品とは

　低価格なうえ、安全性や効き目は新薬と同等と認められている後発医薬品のことです。

ジェネリック医薬品の切替の方法

　同封のジェネリック医薬品希望シールを貼った診察券等を医療機関の窓口にご提示ください。切替えについては、医師が個々の薬ごとに判断します。

（注意点）
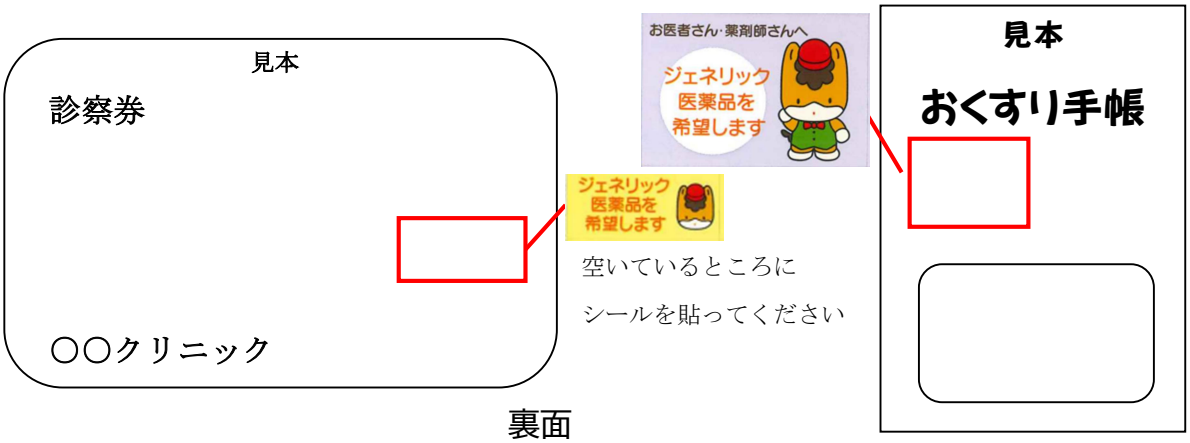
新薬しかなくジェネリック医薬品がない、他の薬との飲み合わせに対応していない、医療機関で扱っていない場合などは切替ができないこともありますので、ご承知おきください。